

令和4年1月27日

学生の皆さんへ

山口県立大学

課外活動の禁止期間の延長について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に、感染力の非常に強いオミクロン株の影響により感染者が急増しています。

山口県においても、近隣県等の急速な感染拡大の影響が及ぶことが懸念されるとともに、県内全域で感染が拡大していることから、「まん延防止等重点措置」の期間延長が決定されました。

こうした状況を踏まえ、課外活動の禁止期間を2月20日（日）まで延長します。（許可済みの活動を含みます。）なお、ミーティング等、オンライン上での課外活動は制限しませんが、各自自宅から参加し、どこかに集まって活動をすることのないようにしてください。

課外活動の再開については、県内の感染状況等を考慮しながら判断しお知らせします。